

第3節 体育・スポーツ事故とリスク・マネージメント

1. 体育・スポーツ事故防止の考え方

1つの事故のかげには、事故にはいたらないが、300回の危険な行為があるといわれており、事故を防止するためには、事故のかげにひそむいわば事故の潜在的原因とでもいうべきものをできるだけ排除しておくことがポイントとなる。しかし、体育・スポーツ事故の場合には、体育・スポーツ活動が元来、危険や事故を潜在的可能としていわば内在させているので、事故の防止は、普通、我々の日常生活における事故やいわゆる一般的な学校事故と比べてはなかなか難しく、その発生を皆無とすることはまず不可能ともいえる。確かに事故の完全防止へ向けての限りなき接近ないしは努力が期され、そのための有効・適切な対処・対応がなされなければならない。

さて、体育・スポーツ事故の防止という観点から、体育・スポーツという現象をとらえた場合、事実 *de facto* (by the fact) という側面からと、法的・道徳的 *de jure* (by the law) という側面に区分してとらえる。すなわち、前者の事実的側面というのは、いわゆる普通の事故防止の対処・対応であり、このことについては後述する。後者の法的・道徳的とは、例えば、事故が起きたときに、道義的責任以外にときとして法的責任が問われることがあるが、そのような責任追及というようなことにより、体育・スポーツ活動が萎縮するということではなくて、これを積極的に、前向きにとらえてく欠点や欠陥の指摘改善・克服へのポイントというようにとらえなおして、事故防止に資そうという考え方であり、姿勢である。確かに事故が起きてしまったことは、不幸であり不運であるが、被害者が加害者に損害賠償を要求し、訴訟等を通して法律上の責任が明確化される課程で、我々は、極めて多くの事故防止への直接的・間接的教示を観取することができる。今後もわが国のみならず外国の事例も含めて、事故判例研究などがおおいに推進されてしかるべきであろう。

次に前者の事実的側面からの事故防止への対処・対応について、若干述べてみよう。

体育・スポーツ事故は、第一章でも述べたように、3要因により惹起されると考えるので、これらの要因を常に念頭に置いて事故に対処・対応する必要があろう。事故防止の基本的パターンは、第一に事故の要因（障害）を認識し、第二に、可能な限り、要因（障害）を除去し、第三に、その場から除去できない時は、その要因をコントロールすることである。事故を原因や誘因という観点からみてみた場合、人的要因によるものと物的要因によるもの、あるいは人的・物的の両要因にかかわるものによっておきる。今、産業災害の面から災害発生要因の中でも、人的な欠陥として以下のようなものがあげられている。そ

れを列挙すれば、1) 安全知識を知らないこと、2) 安全に関する規定を知らないこと（誤解、無理解、軽視）、3) 悪習慣、4) 未経験、5) 性格的欠陥（無謀、粗暴、神経性、興奮性、無思慮、早合点、頑固、偏狭、独善）、6) 態度不良（怠惰、不満、反抗、野次馬根性、無精）、7) 精神的不良（散漫、恐怖、緊張、あせり、不和、上調子、いやがらせ）、8) 知覚的欠陥（反応遲鈍、勘違い、錯覚、誤認）、9) 疲労、10) 病気、11) 泥酔、12) 体格不適、である。^(注)

次には、体育・スポーツ活動の安全管理ないしは事故の防止を効果的に行うことをねらいとして、近年アメリカ合衆国やカナダにおいて「リスクマネジメント」という考え方ないし手法がとられるようになってきている。では、それは一体どのようなものなのか。リスクマネジメントの概略についてみてみよう。

（注）炭谷不二夫「災害防止の実態」コロナ社、昭和38年、36頁—37頁。

2. 体育・スポーツに関するリスクマネジメント

1) リスクと危険について

まず、リスクマネジメントといった場合のリスクとは、語義的に言えば、危険ということであるが、我々が危険という言葉を用いるとき、それは、危険な状態、事情、危険事故そのもの、不確実、損失発生の可能性等に用いており、それぞれについて明確に区別せずに用いている。今、リスクを即、危険と訳したが厳密には危険を表す用語は、リスク risk、ペリル peril、ハザード hazard の三つがあげられる。すなわち、ペリルとは、「損失の原因となる偶然的な事故、あるいはわれわれの期待から逸脱を生じる事実上の事故を生じる原因となるもの」であり、言い換えれば損害をもたらす台風、洪水、森林の火災、車の衝突のような偶然事故そのものである。ハザードとは、損失をもたらす偶然事故を誘発される危険事情、あるいは状態をさし、具体的には、車の衝突事故の原因となったり、あるいは事故を増加させる凍った道、または森林火災をもたらす乾燥した空気などをさしている。^(注1)

一方、リスクに関する定義には種々様々な定義があり、ある一定の状況において一定期間中に起こり得る結果の変動であるとか、人であると物であると問わず保険の目的となるもの、であり、簡潔に言えば、損失発生の機会または損失の不確実性と定義されている。このような危険は、さらに①純粋危険と投機的危険、②静的危険と動的危険、③基本的危険と特殊的危険に分類できる。①の場合の前者の純粋危険については、企業において純粋危険は企業資産への物的損害、間接的または結果的財産損失、詐欺や犯罪による損失、第三者に対する損害責任の損失、及び主要な従業員あるいは一般従業員の死亡、傷害、無能力による損失として現れる。後者の投機的危険は、さらに i) 管理的危険、

ii) 政治的危険及びiii) 革新的危険の三つに区分される。^(注2)

このような危険の定義、分類とは別に、刑事司法の立場からの「危険性」や「リスク」に関して一定の説明がなされている。すなわち、危険とリスクを区別してとらえ、危険は人の見解の問題であり、リスクは事実問題であるととらえる。リスクは少なくとも原理的には客観的であり、他方、危険は主観的に決定されるものであって、人間の恐れがリスクを危機に変え、それは時間と距離に主観的に決定されるものであって、人間の恐れがリスクを危険に変え、それは時間と距離に逆比例するものであるという。^(注3)

2) リスクマネジメントについて

企業経営の円満な発達をはかるために、米国において企業経営の一環として **Risk Management** (リスクマネジメント；危機管理) が生まれ、そのようなりスク・マネジメントがわが国に導入されてから、すでに35年以上の歳月を数える。^(注4)

リスクマネジメントは、経営の管理機能のひとつとして位置づけられている。それゆえに、リスクマネジメントは最小の費用で最大の効果をあげることがめざされる。リスクマネジメントのプロセスは、次のようにとらえられる。すなわち、

- ①リスク（危険）の確認；損失発生の可能性のあるリスクの確認を行う。
- ②リスク（危険）の測定；確認されたリスクの分析と損失の頻度と強度について測定と分類を行う。
- ③リスク（危険）の処理；損失を生ずるリスクの処理の最良の技法を決定する。
- ④リスク（危険）管理計画の再評価と記録の保管を行う。

また、リスクマネジメントには、遭遇するかもしれない経済的損失及び法的問題の回避等を目的とするプリ・ロス・コントロールと、現実化した損失からの速やかで安全な回復等を目的とするポスト・ロス・コントロールがある。リスクマネジメントは、確かに体育・スポーツの事故防止という観点からみてみると、それほどわが国従来の体育・スポーツの事故防止ないし安全管理と異っていないといえよう。異なる点は、法的問題の回避等が明確に目的として挙げられていることがある。そこで最後に本節をしめくくるものとして体育・スポーツ事故それ自体ではなく、体育・スポーツ事故の訴訟をいかに防ぎ、回避するかということについて若干述べてみよう。

3) 体育・スポーツ事故訴訟の回避

スポーツ事故訴訟を回避する考え方としておおまかに次の三つがあげられよう。第一は、あたりまえのことであるが、スポーツ事故そのものが惹起されな

ければ事故訴訟もないわけであるから、スポーツ事故を未然に防ぐことすなわちスポーツ事故防止策を考えることである。第二は、事故が起きてしまった場合、いかにして訴訟にならないようにするか、という訴訟回避の検討である。第三には、スポーツ事故の訴訟は起こしたが、結果として訴訟ではなく和解などの形で解決する方法である。

訴訟は、裁判という公的機関に頼るわけであるから、当事者間の事故の処置と違って、被害者と加害者双方ともあまり第三者に知られたくない私的なこともいわゆる公にされ、白日の下にさらされることになる。また、裁判は、決着がつくまでに相当の費用と時間がかかり、なかには十年近くかかるものまである。さらに、訴訟は、なによりも「争い」である。損害賠償も争いであるから勝ってはじめて賠償がなされるのである。そして現行法制は、過失責任主義をとっているので、訴えた被害者は、仲間や指導者・管理者などの故意・過失を立証しなければならない。かなり厳しいやりとりが法廷でとりかわされることは容易に想像できよう。加害者側にしろ、被害者側にしろいずれにしてもどちらかに深い傷を残しかねない。このようないわばデメリットを有する訴訟をあえてするのは、当事者にとってやむにやまれぬ理由があるからである。では、どのような理由がそうさせているのであろうか。訴訟によらないで、なんとか解決する方法はないものであろうか。

裁判により損害賠償を求める理由の1つに、制度的には、事故にあった者の救済制度が十分でないことがあげられる。すなわち、事故の中でも比較的補償制度が整っていると思われる学校事故の場合でも、現行の災害共済給付制度が不十分なため（現行日本体育・学校健康センター災害共済給付の死亡見舞金は1,400万円、障害見舞金は1,800万円、これに対して上述したラグビー負傷事故の損害賠償金は一億3,346万円とその差は一目瞭然である。）、被害者は、実質的な救済を求めて民法あるいは国家賠償法に基く損害賠償の請求訴訟をおこすのである。学校事故の場合の被害者に適用されるような補償制度をもたない一般のスポーツ事故の場合には被害者は、いきおい事故の実質的救済のために損害賠償請求へ訴訟を起こさざるを得ないことについては説明するまでもなかろう。では、どうすればこのような現状をあらためることができようか。

その一つの方策として、現今の被害者の救済制度を十分なものとすることが考えられる。これはまさに、言うは易く行うは難いものであろうが、訴訟回避のためにはぜひとも越えねばならないハードルである。現在、スポーツ事故に備えて、補償の程度や範囲等について個人や民間団体さらに地方公共団体がそれぞれの考えにより、スポーツ傷害・賠償保険等に加入している。当然、そこには事故補償のバラツキがみられる。理想的には、国のスポーツ事故補償制度

が、それも現行法制のとる過失責任主義でなくて、無過失責任主義に基づくものができればこれにこしたことではない。いずれにしても、「ころばぬ先の杖」という俚言を借りるまでもなく、事故に備えての傷害・賠償保険等による補償制度の整備・充実は、絶対的ではないにしても訴訟回避の現実的一方途たりえよう。実際例としては、前述の子ども会ボランティア事件では、水死した子どもの両親と子ども会のボランティア達との間で、訴訟でなく示談ですます話しが進んでいたのが、両親の1千万円余りの賠償要求にボランティア11人の中に、一人あたり約百万円の支払いをしぶる者がでてきて、足並みが乱れて両親に対応できず、結局訴訟になってしまったという話もある。

訴訟回避の方策として次に指摘できることは、1つには、事故後の誠意ある対応、二つには、適切な応急処置及び両親や医療機関等への迅速な連絡などの適切でかつ臨機応変な事故措置である。前者の事故後の誠意ある対応は、当然といえば当然であるが、訴訟回避のキーポイント的なものといえる。誠意の問題は人間の感情面の問題である。こちらの誠意も相手に伝わってはじめて文字通り誠意となるのであって、事故前から被害者と加害者との間に感情的なもつれがあって誠意が伝わらないのであってはいかんともしがたい。スポーツ指導者・管理者等と子どもや両親との間に信頼関係が確立していることも重要なことである。

後者の応急処置や迅速な連絡も当然なすべきものであって、指導者等の応急処置能力の育成・伸長や事故連絡組織。体制の整備・充実に十分留意しなければならないといえる。最後に「訴訟から和解へ」について一言述べれば、訴訟から和解へという場合の和解とは、訴訟という争いを原告と被告が裁判所または裁判官の世話により、お互いに譲歩しあうことであり、勝った負けたの訴訟よりいうまでもなく望ましい決着の仕方である。和解は、訴訟の経過や訴訟維持のための費用や時間さらには今後の訴訟の見込みなどをよく勘案して、訴訟が進行していくうちに必ず一度は訪れるといわれる和解のチャンスをよく見極めてタイミングよく行うことが肝要である。

(注)

- (1) 詫問晋平・前田和甫(編) 「生活の安全」大修館書店、1981年、2頁
- (2) 同上書、9頁
- (3) Jean Floud and Warren Young, *Dangerousness and Criminal Justice*.
井上祐司(訳)、危険性と刑事司法、九州大学出版会、5頁—7頁.
- (4) 石名坂邦昭「リスクマネジメント」白桃書房、1980年、序.
- (5) 拙稿、「みんなのスポーツ」日本体育社、第10巻第11号、14頁—19頁.